

平成21年度調査研究事業
一般廃棄物行政諸問題検討部会
報告書

埼玉県清掃行政研究協議会

目 次

- 1 資源物の持ち去り対策について
- 2 在宅医療系廃棄物の取り扱いについて
- 3 集積所の管理について
- 4 リサイクルの今後の動向
- 5 処理困難物（搬入禁止物）の取り扱いについて
- 6 家庭ごみ収集有料化実施に伴う戸別収集等のサービス拡大について
- 7 不適正処理対応（ごみ屋敷）
- 8 不適正処理対応（不法投棄）
- アンケート調査（各テーマ質問項目）
- 平成21年度調査研究事業検討部会員

資源ごみの持ち去り対策について

所沢市資源循環推進課 主査 新井 一
飯能市廃棄物対策課 主査 岡部 隆志

1 目 的

わが国においては、平成13年に循環型社会形成推進基本法の施行に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）や特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）などの関係法令が整備され、資源循環型社会を構築するための枠組みが確立された。

これにより各自治体では、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会生活様式から、地球環境の保全を最優先に捉え、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本とし、家庭から排出されるごみを分別収集し、資源として再利用（再生利用）する資源循環型社会に向けて積極的に取り組んでいる。

自治体により資源ごみの収集品目や分別方法に違いがあるが、紙類にあってはほとんどの自治体において資源ごみとして、長年に渡り住民に分別の徹底・協力をお願いしている状況にある。

特に最近では新聞・雑誌・ダンボールの他に雑がみとして資源ごみの分別品目を追加し、あらゆる紙製品について、資源物として回収を実施している。そして回収された紙類を専門の再生業者に搬入し、売り渡すことにより、自治体の貴重な財源となっている。

また、住民が資源ごみとして搬出した紙類を適正な処理ルートに基づき、リサイクルすることにより、住民と行政の信頼関係を確立している。

しかし、近年では、住民が手間を掛けて分別し、ごみ集積所に搬出した新聞の束を行政回収業者以外の者が無断で持ち去るといった悪質な行為が行なわれ、住民からの苦情が各自治体の窓口に多く寄せられている現状にある。

そのため、各自治体では、この資源物の持ち去りを防止するために、早朝パトロールを実施したり、ごみ集積所に持ち去り禁止看板を設置したり、条例等により集積所に出された資源ごみの所有権を明確に定義づけたりして防止対策を行なっているにもかかわらず、一向に持ち去り行為が後を絶たないのが現実です。

そこで県内の各自治体が行っている防止対策を調査し、より効果的な防止策を紹介し、資源物の持ち去り行為の根絶を図ることを目的に検討を行なった。

2 結果・考察

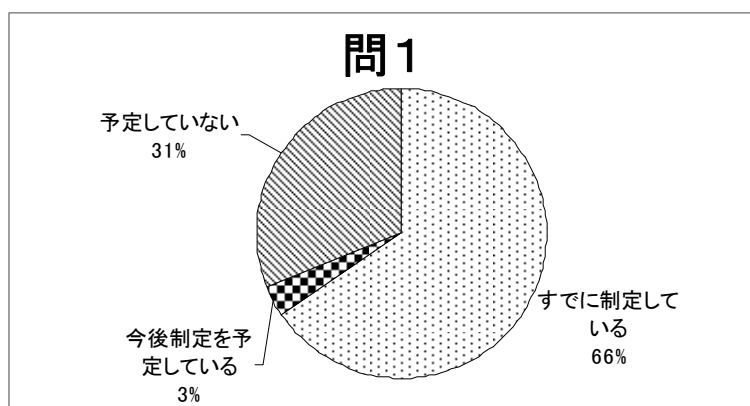
1) アンケート結果

まずは平成21年12月に埼玉県清掃行政研究協議会より県内の自治体や一部事務組合を対象に実施したアンケートの結果についてまとめます。

市町村・一部事務組合・・・・・・・・・・85自治体

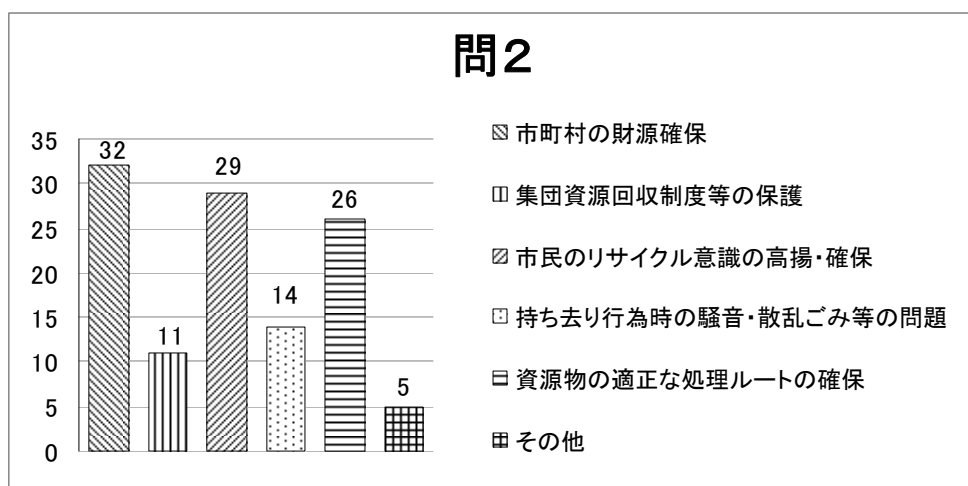
アンケート回収率・・・・・・・・・・75%

問1 持ち去り行為を防止するための条例等の制定状況についてお伺いします。



約7割の自治体が制定及び制定を予定していると回答。
条例等の名称については、別紙参照

問2 その条例等の制定趣旨についてお伺いします。

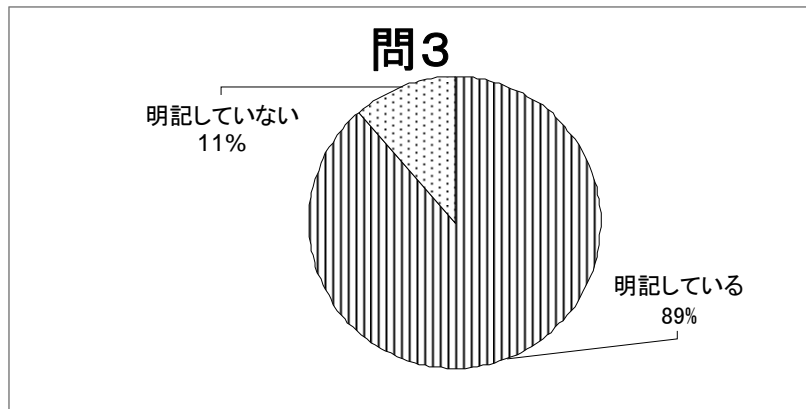


制定趣旨については、市町村の財源確保、市民のリサイクル意識の高揚・確保、資源物の適正な処理ルートの確保が多かった。

その他の条例制定趣旨としては、次のとおり

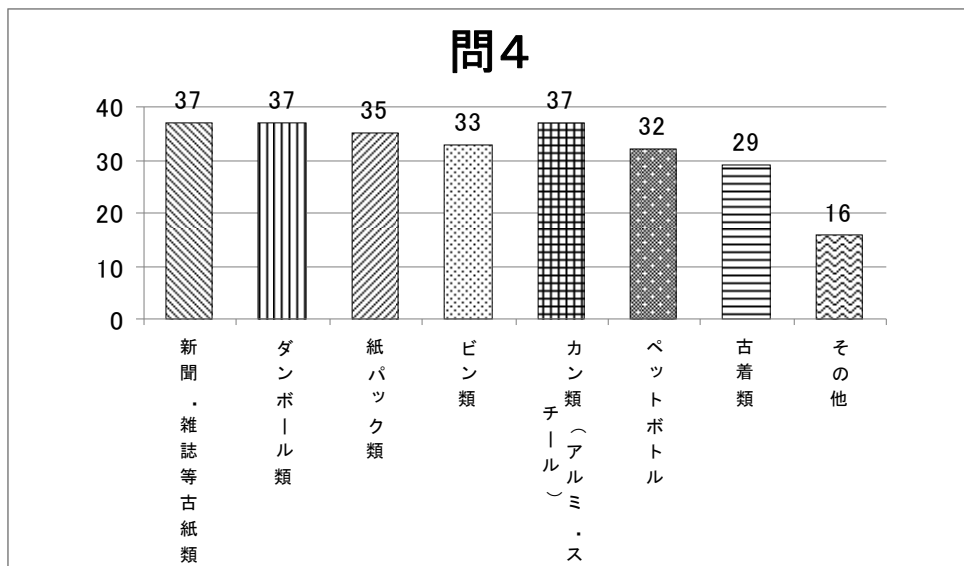
- ・市民の安全の確保
- ・町会等への還元金財源を安定的に確保し、現回収システムを堅持する為
- ・廃棄物の発生抑制、再利用の促進、適正処理、生活環境の保全等
- ・資源物の適正な処理の確保
- ・民間業者との紙・布収集協定維持

問3 条例等における資源物の所有権を明記していますか。



約9割の自治体が所有権を明記していると回答。

問4 資源物として条例等で指定している品目をお伺いします。

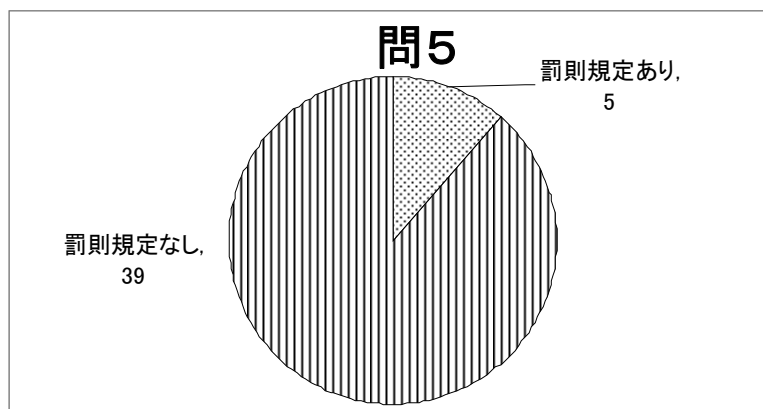


新聞・雑誌・ダンボール・カン類については、ほとんどの自治体で資源物として指定品目になっている。

その他の品目としては、次のとおり

- ・金属類
- ・鉄くず
- ・プラスチック類
- ・プラスチック製容器包装
- ・小型家庭電化製品
- ・自転車
- ・消火器
- ・バッテリー
- ・乾電池
- ・品目の指定はしていない

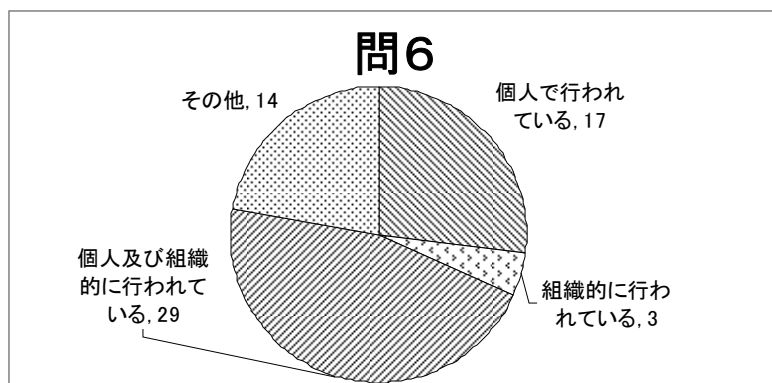
問5 条例等に持ち去り行為に対する罰則規定がありますか。



5自治体が罰則規定を設けていた。
 罰則規定ありと回答の罰則内容は、次のとおり

- ・20万円以下の罰金

問6 貴市町村管内で資源物の持ち去り行為はどのように行われていますか。

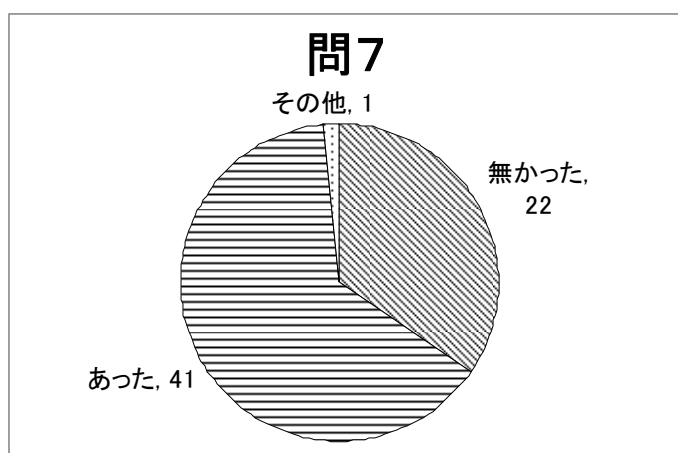


29の自治体が個人及び組織的に行なわれていると回答。

その他としては、次のとおり

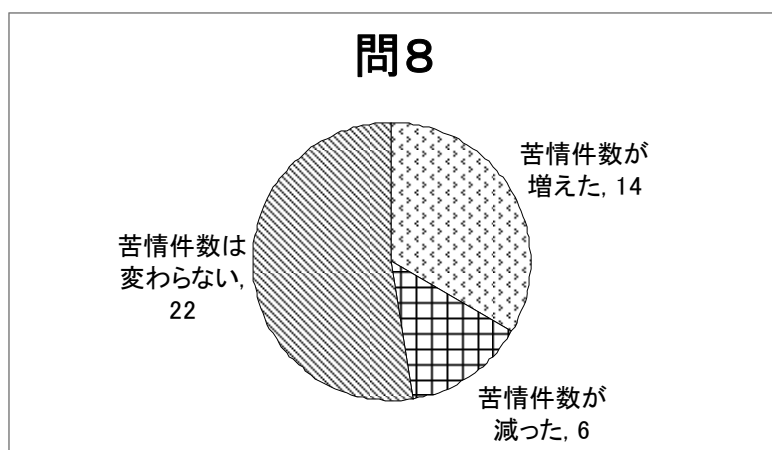
- ・軽トラックによるピンポイントによる持ち去り。
- ・持ち去り行為は確認されていない。
- ・不明、情報なし。
- ・把握していない。

問7 資源物の持ち去り行為者と住民及び自治体が指定する収集委託業者間でのトラブル等の苦情や通報はありましたか。



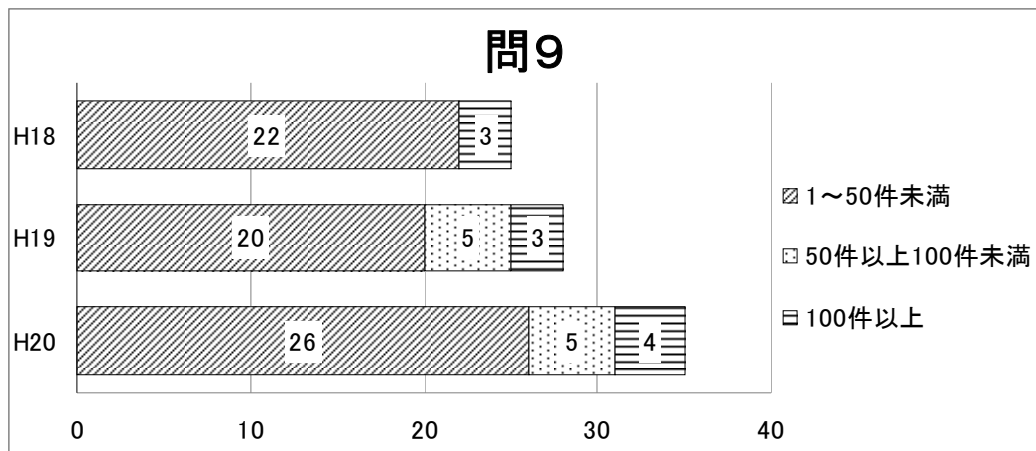
41の自治体でトラブルがあったと回答。

問8 問1で「1制定している」とお答えの市町村に伺います。条例等を制定後、住民等からの苦情や通報はどのようになりましたか。



条例等を制定している自治体で、条例制定後苦情や通報件数が減ったと回答した自治体は6自治体だった。

問9 過去3ヵ年の苦情や通報件数をお伺いします。

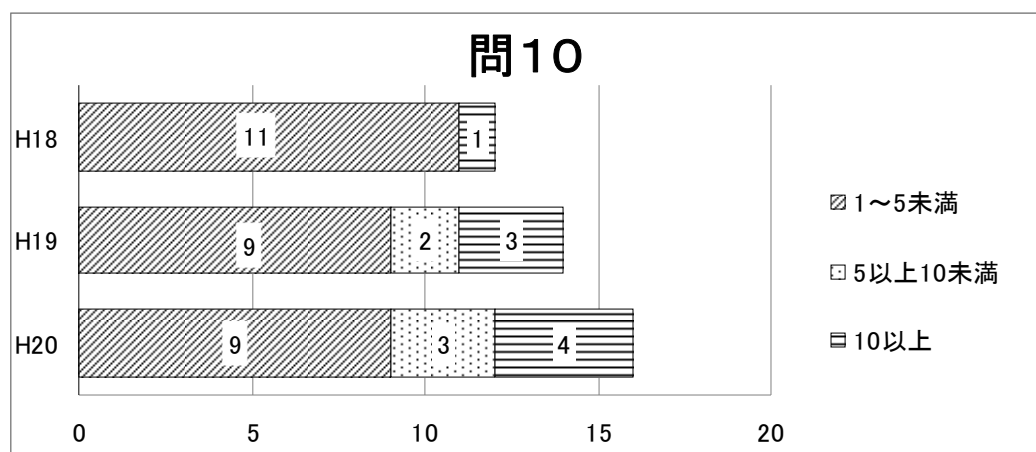


約半数の自治体で苦情や通報件数無し、もしくは不明（把握していない）だった。

苦情等通報件数を把握している自治体においては、最高が354件で他は概ね50件以下だった。

過去3年間の通報件数を聞いたものだが、増減については自治体によってさまざまだった。

問10 貴市町村では、これまでに資源物の持ち去り行為者等に対して、制裁措置を行なった件数は何件ありましたか。



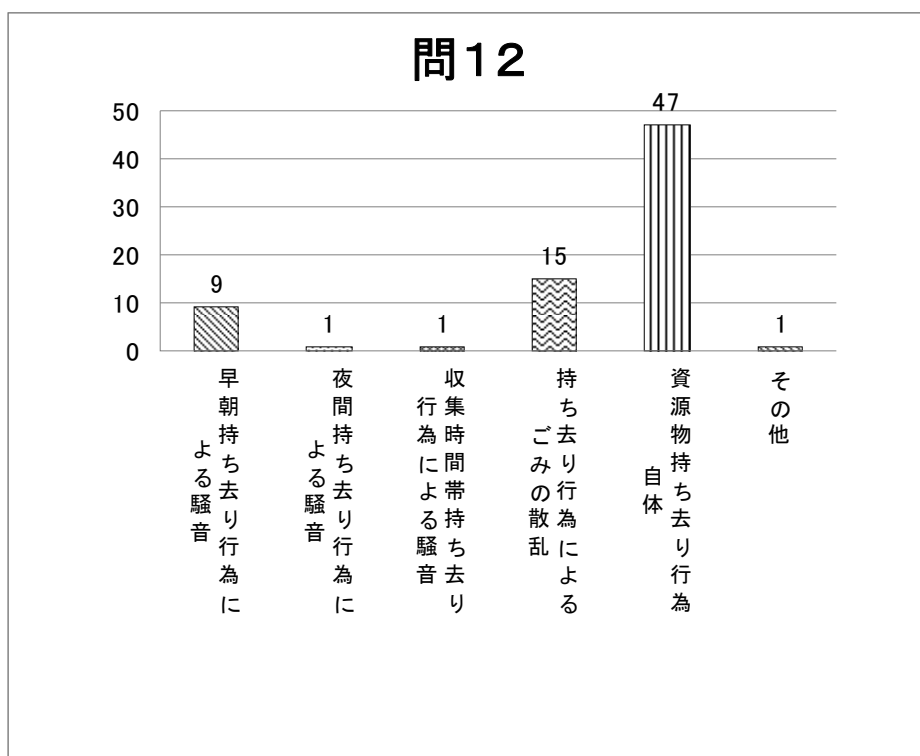
実際に制裁措置を行なった自治体でも10件以下がほとんどだった。

問11 貴市町村では、住民からの通報があった場合、どのように対応していますか。

- ・持ち去り行為禁止の看板を提供、設置をしている。

- ・警察への通報
- ・パトロールの実施
- ・通報後、持ち去り行為現場周辺のパトロールを重点的に実施
- ・持ち去り行為を目撃した日時・場所・車のナンバー等を記録し、パトロールの参考にしている。
- ・警察にも通報して頂くようお願いしています。

問12 住民からの通報の内容等についてお伺します。

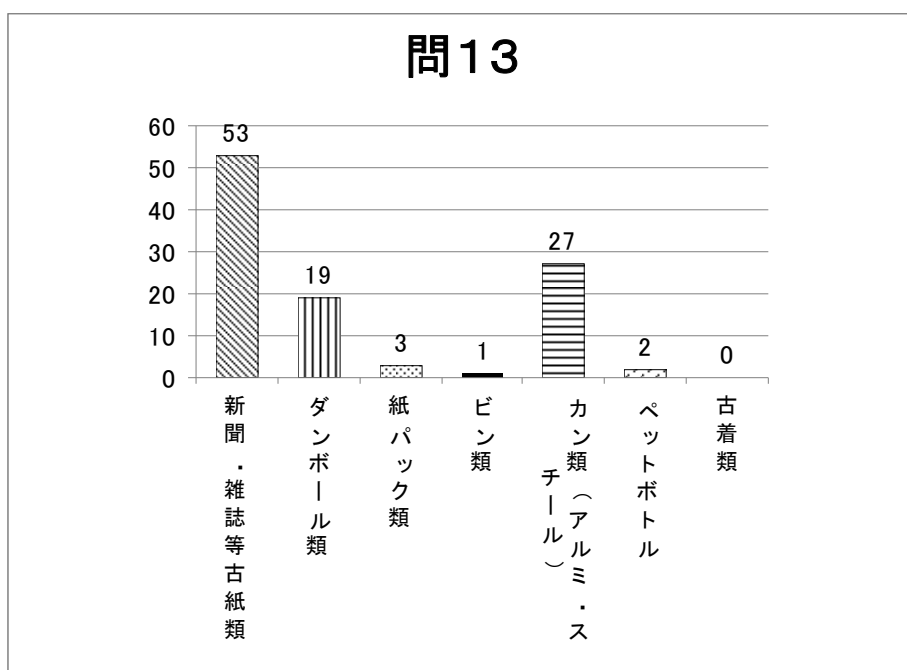


通報内容としては、資源物持ち去り行為自体に関するものが特に多かった。

その他の通報内容として

- ・持ち去り行為は確認されていない。

問13 持ち去られる品目はなんですか。

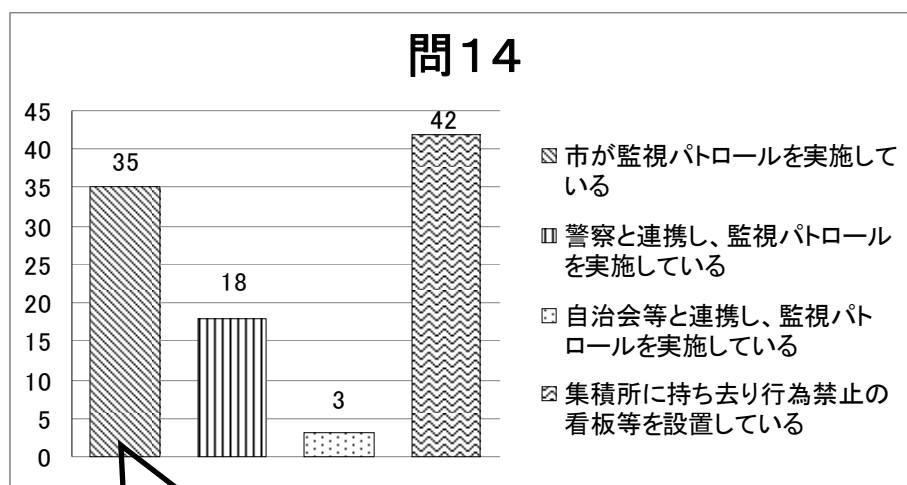


持ち去られる品目としては、新聞・雑誌等古紙類が多く、続いてカン類、ダンボール類だった。

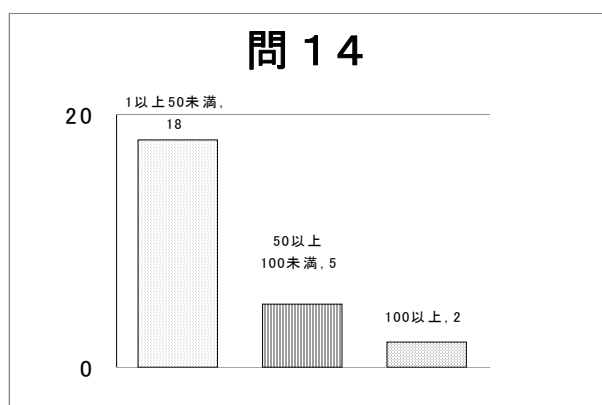
その他の品目として

- ・ 金属類
- ・ 自転車
- ・ 家電
- ・ なべ、やかん、フライパンなどの鉄製品
- ・ 持ち去り行為が確認されていない。

問14 持ち去り行為の防止対策の実施状況についてお伺いします。



年間パトロール回数



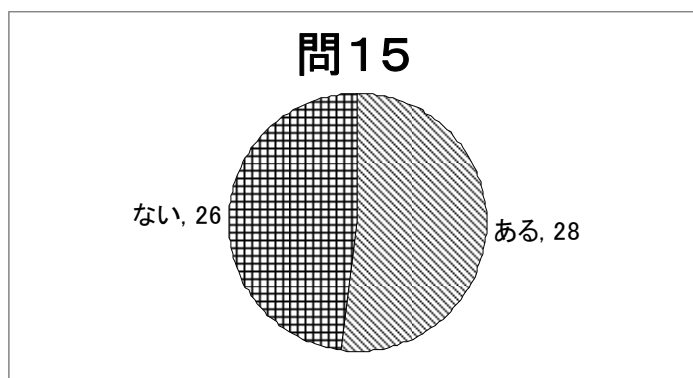
防止対策としては、集積所に持ち去り行為禁止の看板を設置している、市が監視パトロールを実施しているが多かった。

年間パトロール回数は50回未満が大半で、最高は120回という結果だった。

その他の防止対策として

- ・市町村及び委託業者による早朝パトロール。
- ・広報紙に撤去禁止ビラを封入し、全戸配布。
- ・早朝回収。
- ・警察への協力、情報提供。
- ・実施していない。
- ・今年度、緊急雇用で実施し、シルバーに委託。

問15 問14の防止対策を実施した中で、防止に繋がった事例はありますか。



実際に持ち去り行為の防止に繋がった事例について、「ある」と回答した自治体は28と約半数だった。

問16 問15で「1ある」とお答えの市町村は、具体的に事例を記入してください。

具体的な事例は次のとおり

- ・ 条例を施行し持ち去り禁止看板を設置したところ、本年度のアルミ缶収集量が前年同時期に比べ62%の増となった。
- ・ パトロール中に持ち去り行為者を発見し、阻止した。
- ・ 警察に被疑者を引渡すケースが増えた。
- ・ 直接、検挙に至った。
- ・ 警告書の交付を行なったことで、犯罪抑止効果があった。
- ・ 監視パトロール実施中に持ち去り行為者の違反行為等の未然防止や持ち去り行為による条例違反で告訴に繋がった。
- ・ 持ち去り業者の減少。

問17 貴市町村では、持ち去り行為を防止するため、今後予定している効果的な防止対策や他の自治体を実施している効果的な防止対策がありましたら、具体的に記入してください。

具体的な防止対策は次のとおり

- ・ 地域住民の協力や警察と連携したパトロールの実施及び強化。
- ・ 集積所に持ち去り看板の設置。
- ・ 資源物（新聞・雑誌・ダンボール等）を結束するひもを他市町村で使用していない、市独自の紙ひもとし、その紙ひもで結束されていた資源物が積み込まれていた際に、他市町村で積み込んだと言い訳できないようにしている。

- ・「持ち去り禁止」という表紙を新聞の上に置き縛って出すといった取り組みをしたり、チラシを全戸配布。
- ・車両ナンバー等関係車両情報の共有化

問 1 8 何かご意見等ございましたら、ご記入ください。

意見は次のとおり

- ・条例ではなく廃掃法無許可で対処できないか。
- ・警察に検挙されたにもかかわらず、懲りずに続けている。
- ・単に持ち去り行為防止のことだけであれば、戸別収集により解決できるのでは。
- ・なかなか効果的な方策が見出せない。

2) 法制度の整理

次に、法制度等について整理していきます。

(1) 条例等の制定状況

アンケートの結果から県内の約7割に及ぶ自治体において、資源ごみの持ち去りを防止するため、資源ごみの持ち去り禁止に関する規定だけを単独で条例制定するのではなく、現行の廃棄物処理に関する一般的な条例に追加し、集積所に出された資源ごみの所有権が自治体にある旨を規定している。

例えば所沢市や飯能市では、平成16年に現行の条文に加え、「家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属する。」「市又は市長が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。」と明記し、条例の一部改正を行なっている。

また、最近では春日部市、草加市、戸田市、三郷市、吉川市の5団体にあっては、持ち去り行為を防止するため、その実効性を確保する手段として、行為者に対して中止命令書の交付や誓約書を提出させ、その後においても資源物を持ち去る行為者に対しては、違反行為の事実の公表や警察への告訴、罰金20万円を科すといった制裁措置を含めた条例を制定しているところもある。

特に草加市にあっては、上記の制裁措置に加え、職員が違反行為を行った者に対し、建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査できる旨も条例で定めている。

(2) 資源ごみの所有権

条例等を制定するうえで、この資源物の所有権が果たして自治体にあるのかが重要であり、集積所に出された資源ごみは、住民から自治体に対して譲り受けたものであり、それに基づいて資源ごみの所有権を自治体に帰属させるという説と、集積所に出された資源ごみは、住民が所有権を放棄した無主物であり、それを自治体が代理占有したものと考えするという説がある。

一般的に行政が回収している資源ごみは、住民自らが居住する自治体の収集方法に従って適正にごみを分別し、決められた収集日に回収してもらうために集積所に出したものであり、自治体は住民から譲り受けたものと解せる。

また、その資源ごみの所有権がいつの時点で住民から自治体に移転するのかは、ごみ集積所に出されたときとする説と、自治体が指定する収集業者が収集し、占有下に収めたときとする説がある。

(3) 現行法令の整理

各自治体においては、資源ごみの持ち去りを防止するため、職員が住民からの通報を受け、周辺パトロールを行ったり、定期的に早朝パトロールを実施し、行政回収業者以外の者が資源ごみを持ち去る行為を発見すると、窃盗として警察に通報している。

しかし、市民が新聞や雑誌等の資源物を集積所に搬出した時点で、その資源物は住民の所有権はなくなっていると考えられ、刑法第235条の規定にある『他人の財物を窃取』したとはいえない。また、刑法第254条の遺失物横領罪にも当てはまらず、『遺失物、漂流物』ではないし、『占有を離れた他人の物』でもない。

そこで、住民が搬出した資源ごみは、集積所に置かれた時点で、その所有権が行政に移ったと考えたいが、法的根拠を探すのが難しく、ごみ集積所も事実上のもので、行政が管理しているものではない。

また、民法第239条の『無主物』とは、所有者のない動産は、所有の意思をもって占有した人が所有権を取得するものであり、これを『無主物先占』という。

職員が監視パトロール中に持ち去り行為を発見し、窃盗罪（10年以下の懲役又は50万円以下の罰金）として被害届を警察に提出しても、“集積所に置かれた資源ごみの所有権が誰にあるのか。”ということから、“集積所に置かれた廃棄物は法律上、無主物であり、勝手に持っていても盗みにはならない。”また、“その集積所の場所は、自治体が指定し、周辺の住民が搬出したごみを拠点回収するための集積所であるという表示があり、安易に判断できるものであるか。”といったことから、実刑判決がなされる可能性が極めて低く、不起訴となる場合が大半で、一向に持ち去り行為が根絶されないのが現実である。

3 検討・まとめ

各自治体では、この資源物の持ち去り行為を防止するため、早朝パトロールの実施やごみ集積所に持ち去り禁止看板の設置、また条例等により集積所に出された資源ごみの所有権を明確に定義づけ、罰則を設ける等の防止対策を講じている。

しかし、アンケートの結果から、条例等を制定したにもかかわらず、半数以上の自治体において、持ち去り行為に対する苦情件数が一向に減少していないという状況にあり、逆に苦情件数が増加したとの回答もある。

効果的な対策例としては、住民が資源ごみ（新聞・雑誌・ダンボール）を出す際には、独自の紙ひもを作成し、その紙ひもで結束し出してもらったり、「持ち去り禁止」と記載した表示紙を配布し、新聞の束の一番上に載せ、ひもで縛って出してもらおうといった事例があった。そして、単に持ち去り行為自体をなくすのであれば、戸別収集するという意見もあった。

しかし、昨今の自治体の財政事情等の観点から、費用対効果を考えるとこれといって最良の防止対策を見出せないのが現状である。

また、A市にあっては、緊急雇用対策事業の一環として、臨時職員による早朝パトロールを一定期間に実施したところ、そのA市内の資源物の持ち去り行為は減少したものの、隣接するB市にあっては、今まで住民から苦情通報がなかった車両が目撃され、逆に資源物の持ち去り行為が増加したというケースが発生している。

そのため、この持ち去り行為を根絶するためには、持ち去り行為者が一部の自治体内だけにとどまらず、広域的に持ち去り行為を行なっているものと推察し、自治体ごとに防止対策を実施するよりも広域的な取り組みとして、持ち去り行為を発見し、中止命令書（警告書）を交付した者や車両の特徴といった情報の共有化も必要ではないかと考える。

また、各自治体にあっては、住民が手間暇掛けて分別した資源ごみを行政が適正な処理ルートに基づき資源化することにより、住民と行政の信頼関係が成り立っていることを再認識し、警察との連携を強化させパトロールを実施したり、現行の関係条例等の整備や防止対策を見直しすることが必要である。

そして、持ち去り行為を撲滅するためには、県内にある古紙再生業者や古紙問屋との間で、集積所から持ち去った紙類を持ち込む者とは取引しない旨の協定を結んだり、住民に「持ち去り禁止、行政が回収する資源物」と記載した意思表示紙を新聞や雑誌の束の一番上に載せ、ひもで縛って出してもらおうなど、行政だけではなく住民の理解と協力を得ることも重要である。

今後、各自治体において、この資源物の持ち去り行為を防止するために条例等を整備するうえで、東京都世田谷区の事例は大変参考になりましたのでご案内します。

【世田谷区の条例制定と裁判での見解】

東京都世田谷区にあっては、資源物の持ち去り行為に対し、住民から年間1,000件を超える苦情電話が寄せられていたことをきっかけに、東京23区で初となる区条例に罰則規定を盛り込んだ条例改正を平成15年度に創設した。

その条例改正内容は、次のとおりである。

- ① 区と区の委託業者以外の者が、集積所から資源物（古紙・ガラスびん・缶など）を持ち去る行為を禁止する。
- ② 持ち去り行為を禁止した者に対して、持ち去り行為をやめるよう区が命令することができる。
- ③ 禁止命令を受けた後もなお持ち去り行為をした者には、20万円以下の罰金が科せられる。

区ではこの条例改正に合わせて、警察と連携しパトロールを強化したり、持ち去り行為を発見した場合には、禁止命令書を交付し、繰り返しその命令に従わなかった者に対しては、告発を行うようにした。

この条例違反として罰金を科せられた古紙回収業者と区で争われた裁判では、区内のごみ集積所から資源物を収集・運搬できる業者を区が指定し、それ以外の業者による収集・運搬を禁じたことについて、憲法第22条が保証する営業の自由が侵害し、廃棄物処理法第7条第1項の但し書きの「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」の規定や民法第239条第1項の無主先占の規定（所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することができる）に矛盾するか否かが論点となった。

その結果、区が制定した資源の持ち去り行為を規制した条例は、

- (1) あくまでも区の行政回収制度における資源物をごみ集積所から持ち去る行為を禁止したものであり、廃棄物処理法第7条第1項の規定とは矛盾しない。
- (2) 区民には行政回収制度の利用を義務付けていない。
- (3) 古紙回収業者などの本来の事業活動を規制するものではない。
- (4) 集積所に置かれた資源ごみの所有権についても、最終的には区の管理、所有にゆだねるために区民が集積所に置いたものであり、区が指定する者以外の者が持ち去る行為は、所有権の侵害に当る。
- (5) 犯罪構成要件となる「所定の場所（ごみ集積所）」の明確性・公示性については、ごみ集積所は区の一般廃棄物処理計画に明記された「定められた場所」であり、そこを利用する区民が協議のうえ位置を定め、区が収集可能であると認めた場所であることから、犯罪構成要件として不明確な点はない。
- (6) 各集積所の位置は、区が業務を所管する部署に備え付けてある「ごみ集積所地図」で確認でき、新たに集積所が決まるたびに、職員が赤丸等の印を書き入れていることやごみ集積所であることが看板などで明示されていることから明確性・公示性もある。

として、古紙回収業者に罰金20万円が科せられた。

なお、世田谷区における持ち去り行為に関する一連の裁判事例は、別紙のとおりである。

以上のことから、罰則規定まで盛り込んだ条例等を整備するためには、持ち去り行為が犯罪だとするため、次のような要件が必要となる。

- (1) 一般廃棄物処理計画で、ごみ集積所の場所（地番など）を把握し、明確にし

ておくこと。

- (2) ごみ集積所の位置が安易に把握できるよう表示しておくこと。
- (3) 地図等を用いて、常に最新のごみ集積所の場所を明示した地図を備え付けておくこと。
- (4) 資源ごみとは何かを明確にしておくこと。
- (5) 資源ごみの行政回収システムを円滑に運用するための手段として、持ち去り行為を禁止していること。
- (6) 自治体の長又は自治体が指定する回収業者以外の者が、資源ごみを収集・運搬した場合、その者に対して収集又は運搬を行なわないよう命ずることができること。

今回のアンケート結果や各自治体からいただいた効果的な事例やご意見等を参考にして、資源物の持ち去り行為が減少していくことを期待します。

(別紙)

最高裁判所に至るまで争われた世田谷区古紙持ち去り行為に対する事案

【事件名】 世田谷区清掃・リサイクル条例違反被告事件

【事案の概要】

世田谷区では、一般廃棄物行政の一環として、資源廃棄物の行政回収制度を整備し、集積所に出された古紙について、持ち去りが多発し、住民から多くの苦情が寄せられる状況が続き、その持ち去り行為に対して実効性ある対策を講じるため、平成15年に条例改正を行い、ごみ集積所の資源ごみを警告や禁止命令を無視して持ち去った場合、罰金20万円を科す罰則を平成16年3月10日から施行した。

平成16年6月23日午前9時40分ころ、世田谷区長が指定する者以外の者（古紙回収業者）が、世田谷区清掃・リサイクル条例第35条第1項に規定する区の一般廃棄物処理計画で定める所定の場所から古紙を収集したため、同日、世田谷区長から同条例第31条の2第2項の規定により、区が指定した再利用の対象ごみ（古紙・ガラスびん・缶等）を収集・運搬する行為を行なわないよう命じた。

しかし、再び同者が同年11月10日午前7時24分ころ、区の一般廃棄物処理計画で定める所定の場所から、古紙約12.1kgを普通貨物自動車に積み込んで収集し、上記の命令に違反した。

そのため、世田谷区では条例第79条第1号に基づき、その者に対して命令違反として罰金20万円を科した。

【裁判の概要】

1審の東京簡易裁判所の判決によると、ごみ集積所の場所の規定があいまいだとの理由から「不明確な規定で刑罰を与えることを禁じた憲法に違反する。」と判断し、また、廃棄物処理法が一般廃棄物の持ち去り行為に罰則規定を設けていないことを踏まえ、「条例で罰金を科すのは同法に違反し、自治体の条例制定権を逸脱している。」とのことで無罪となった。

平成19年12月18日の2審の東京高等裁判所では、ごみ集積所の位置について「集積所に看板があるなど安易に理解できる。」とし、廃棄物処理法との関係についても「法では持ち去りを規制することを禁じておらず、条例で罰則を定めても問題ない。」として逆転の有罪判決を下した。

その後、上告され、平成20年7月17日に最高裁判所において、控訴審が行なわれ、被告人は区長が指定する者以外の者であるのに、区の一般廃棄物処理計画で定める所定の場所から古紙等再利用の対象として指定した物を回収し、資源ごみを収集・運搬する行為を行なわないよう命じたにもかかわらず、その命令に違反している。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項のただし書きとの関係については、本来一般廃棄物の収集運搬を業として行う者は、市町村長の許可を得なければならないが、その例外として古紙回収業者のように専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する者は、市町村長の許可が必要ないことを定めただけの規定にすぎず、市町村が行なうべき一般廃棄物の処理について補完する存在である。

また、世田谷区の条例は、地方自治法第14条第3項の規定の条例による罰則規定権の範囲を超えたものではない。

区の一般廃棄物処理計画によると、一般廃棄物の収集については、区民等の協力を得て分別して排出する場所として定めた一般廃棄物の集積所は明らかであり、被告人からの上告の申し立てを棄却決定し、持ち去り行為に対する罰金命令が確定した。

一連の裁判の中で、「一般的に区民は、最終的には区の管理・所有にゆだねる意思で集積所に置くものと解され、行政回収システムのルートに乗せるために資源ごみを出している。持ち去りを放置することは、多くの区民の意思を裏切ることになる。」として、安定した行政回収を維持するためには、住民の協力が不可欠であり、こうした視点も踏まえ、自治体が罰則を設けて資源ごみの持ち去り行為を排除することに合理性があり、区の条例制定の必要性や内容等が著しく不合理であるとはいえず、条例を制定するに当たってその裁量権を逸脱したとはいえないとしている。

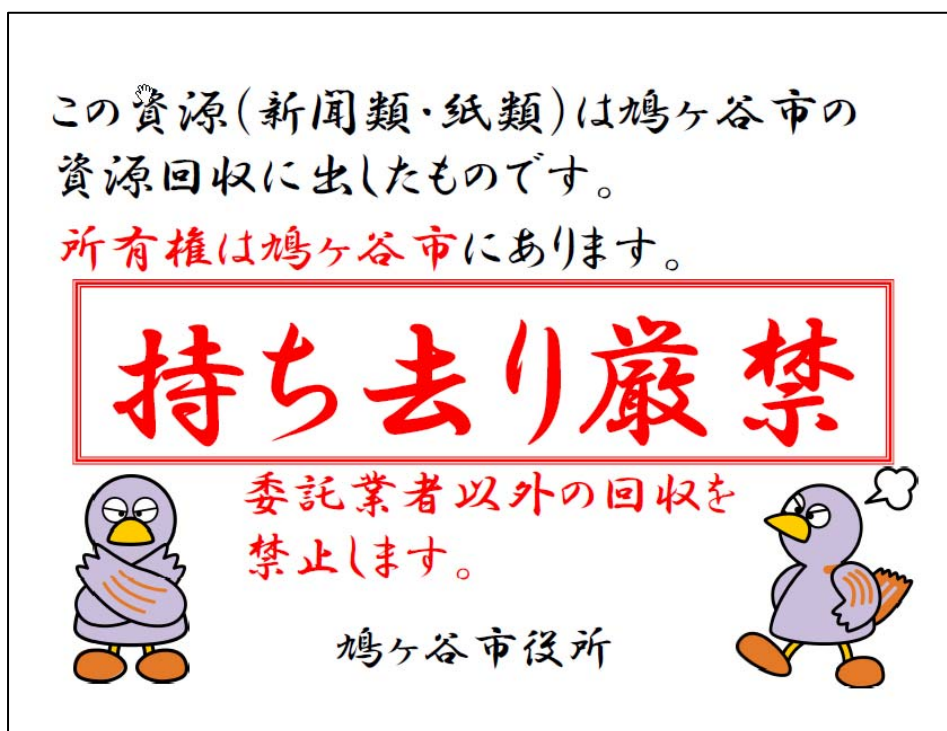
上記のとおり、罰則を科す目的は、自治体が定める一般廃棄物処理計画に基づき、指定する回収業者以外の者が、無断で資源廃棄物を集積所から持ち去ってしまう窃盗行為に対して罰則を科すものではなく、住民と行政の信頼関係を確立するとともに、資源廃棄物の行政回収制度の維持や円滑な実施を確保することを妨害する行為に対して罰則を科すことが主目的である。

1 審	東京簡易裁判所	7 人が無罪	5 人が有罪
2 審	東京高等裁判所 最高裁判所	1 2 人全員が有罪となり上告 上告を棄却	有罪が確定

この世田谷区の判例の影響は大きく、条例により罰則規定を設け、資源ごみの持ち去る行為を防止する対策として、全国から視察や問合せが殺到したとのことで今後「世田谷区方式」の条例を導入する自治体が増加すると予想される。

4 参考資料

- ① 世田谷区清掃・リサイクル条例、同施行規則
http://www.city.setagaya.tokyo.jp/topics/houki/d1w_reiki/index_014.html
- ② 世田谷区家庭ごみ等の収集・回収作業実施要綱
http://www.city.setagaya.tokyo.jp/topics/houki/d1w_youkou/mokuji_bunya.html
- ③ 平成19年12月18日東京高等裁判所における「世田谷区清掃・リサイクル条例違反被告事件」判決文
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=03&hanreiNo=36424&hanreiKbn=02
- ④ 鳩ヶ谷市の「持ち去り禁止」意思表示紙



在宅医療廃棄物の取扱いについて

蓮田市白岡町衛生組合 塚越 忍

1 目的

在宅医療廃棄物の取扱い等については、埼玉県資源循環推進課より、平成20年5月8日付資循第62号『「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」について』及び平成20年7月10日付事務連絡「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン及び取扱いガイドの送付について」が各市町村に通知され、在宅医療廃棄物は一般廃棄物であることが明確に示され、その適正処理が促されている。

そこで、各市町村での在宅医療廃棄物の取組み状況について調査を行い、現状の把握をすることとした。

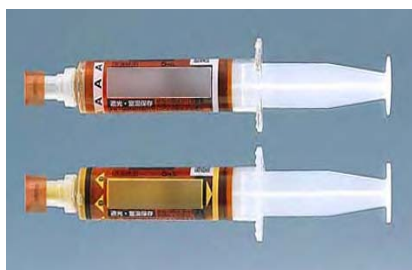
2 在宅医療廃棄物とは・・・

『医師や看護師が行う、訪問診療・訪問介護等により発生した医療廃棄物』

『医師等の訪問を伴わず、医師の指導管理に基づき、患者等が自ら医療行為を行うことにより発生した医療廃棄物』

3 在宅医療廃棄物の種類

注入器



カートリッジ



バッグ類



カテーテル類



4 在宅医療廃棄物の種類

ガーゼ類



インスリンの針
(鋭利ではあるが安全な仕組みを持つもの)



経腸栄養剤などの缶



気管支拡張剤



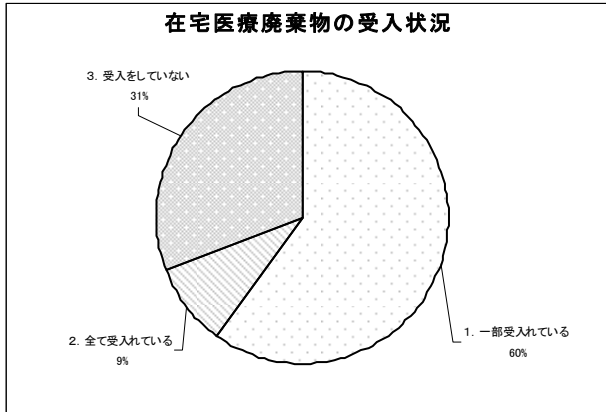
5 調査内容及び結果

平成21年12月に市町村・一部事務組合(85自治体)を対象に「一般廃棄物処理に関する取組について」次の項目のアンケート調査を実施し、その結果について報告する。

- ①在宅医療廃棄物は受入れているか?
- ②在宅医療廃棄物を受入れていない理由は?
- ③在宅医療廃棄物を今後受入れる予定は?
- ④取扱いについて医師会・医師との協議を行ったか?
- ⑤在宅医療廃棄物の取扱いについての周知はどのようにしているか?
- ⑥住民の排出形態はどのようにしているか?
- ⑦一般廃棄物処理計画への位置づけは行っているか?
- ⑧在宅医療廃棄物の排出形態を調査した経緯はあるか?
- ⑨収集中・処理中に針刺し事故はあったか?

調査結果 1

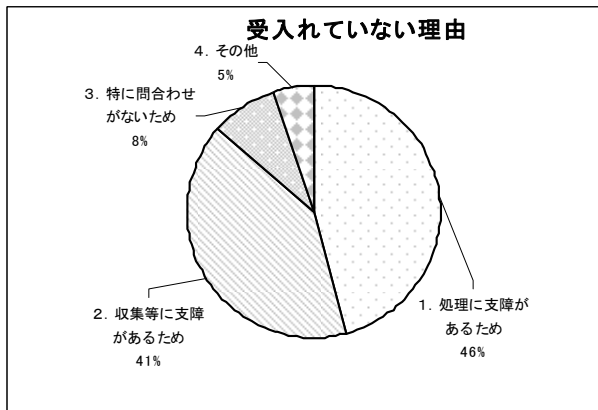
①在宅医療廃棄物を受入れていますか？



- | | |
|---------------|-----|
| 1. 一部受入れている | 39件 |
| 2. すべてを受入れている | 6件 |
| 3. 受入をしていない | 20件 |

調査結果 2

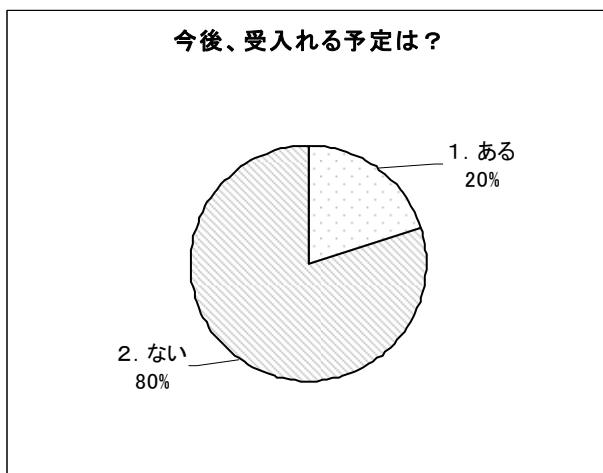
②在宅医療廃棄物を受入れていない理由



- | | |
|----------------|-----|
| 1. 処理に支障があるため | 17件 |
| 2. 収集等に支障があるため | 15件 |
| 3. 受入をしていない | 3件 |
| 4. その他 | 2件 |

調査結果 3

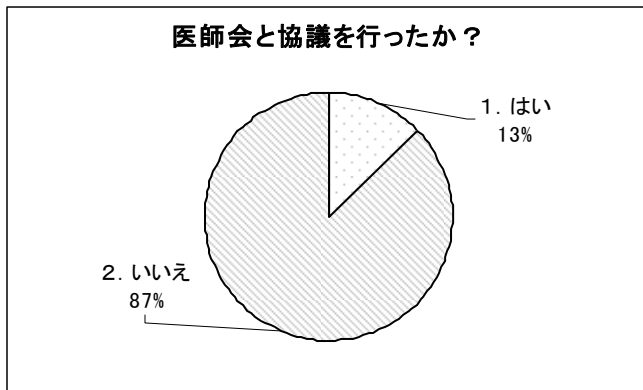
③在宅医療廃棄物を今後受入れる予定は？



- | | |
|--------|-----|
| 1. はい | 17件 |
| 2. いいえ | 15件 |

調査結果 4

④取扱いについて医師会・医師との協議を行ったか？



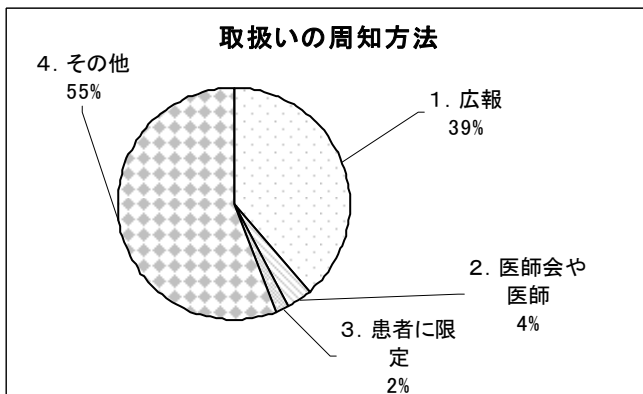
1. はい	17件
2. いいえ	54件

「はい」の回答には…

『医師会と協議をし、医療機関の窓口で対応することで調整している』との回答があった。

調査結果5

⑤取扱いについての周知はどのようにしているか？



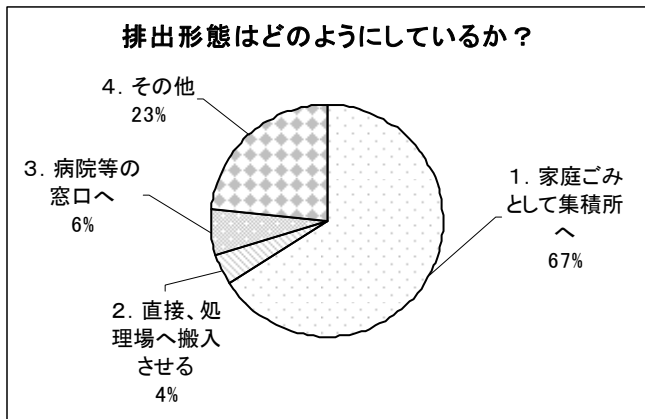
1. 広報を通じて行っている	22件
2. 医師会や医師の窓口を通じて行っている	2件
3. 患者に限定して周知している	1件
4. その他	36件

「その他」の回答には…

『ごみ分別日程表』『ホームページに掲載』『収集カレンダーに掲載』などがあつた。

調査結果6

⑥住民の排出形態はどのようにしていますか？



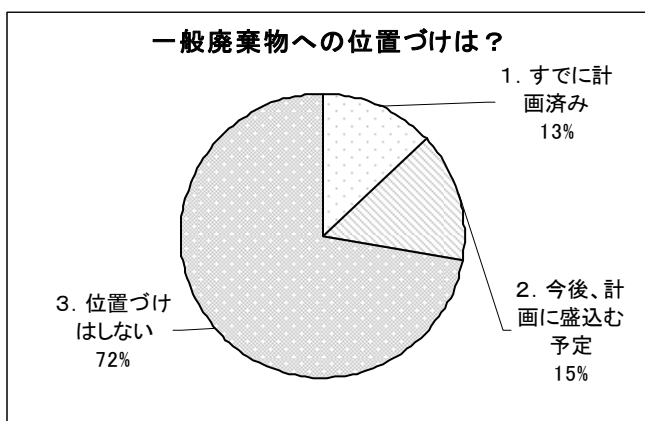
1. 一般家庭ごみとして集積所へ排出させる	3	1件
2. 直接、処理場へ搬入させる	2	件
3. 診療所・病院の窓口を介して収集している	3	件
4. その他	1	1件

「その他」の回答には・・・

『直接持ち込むか、職員が戸別収集する』『事前に連絡を頂き個別収集』『自己搬入してもらおう』などがあつた。

調査結果 7

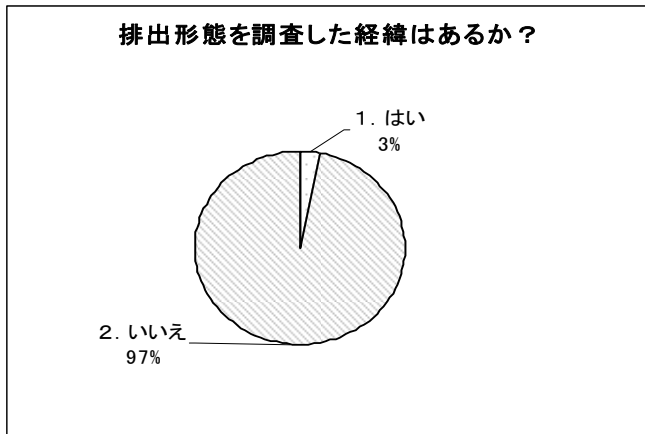
⑦一般廃棄物処理計画への位置づけは？



1. すでに計画に盛込んでいる	8	件
2. 今後の計画に盛込む予定	9	件
3. 計画の位置づけはしない	4	4件

調査結果 8

⑧排出形態を調査した経緯はあるか？



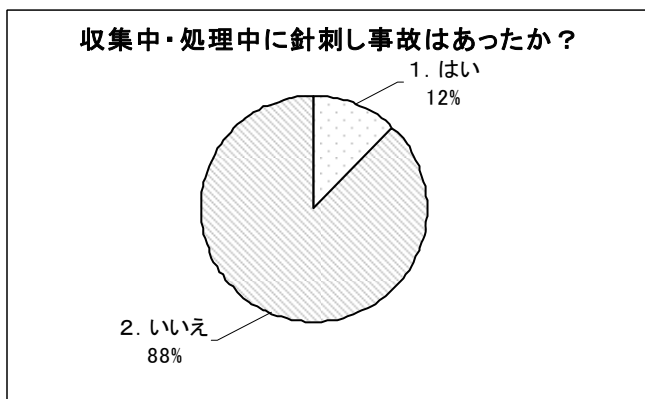
1. はい 2件
2. いいえ 66件

「はい」の回答の中には・・・

『収集業者に調査依頼し、該当する集積所の場所を把握した』などがあつた。

調査結果 9

⑨収集中・処理中に針刺し事故はあつたか？



1. はい 14件
2. いいえ 101件

「はい」の回答の中には・・・

【不燃ごみ選別中にインスリンの針が親指に刺さる事故が起つた。】

すぐに病院へ行き消毒等の処置を行い、その後は1年かけて経過をみた。

【収集中に針刺し事故が起つた。】

職員が現場へ行き、ごみ袋に警告シールを貼って、数日間様子を見た。

針刺し事故にあつた従業員は病院に行つたが、その後は問題なかつた。

【収集業者が収集中に針刺し事故を起こした。】

応急処置後に、肝炎検査を実施し、その後の経過をみた。

6 まとめ

アンケート結果から、埼玉県内の自治体の3割が在宅医療廃棄物は受入れていないことが分かった。

受入れていない理由は定かではないが、在宅医療廃棄物が一般廃棄物である以上は自治体が適正な受け皿を用意し、不適切な処理につながらないような処置を講ずる必要がある。

また、在宅医療廃棄物を受入れてはいるものの、一般廃棄物処理計画への位置づけを行っていない自治体は7割にもなることが分かった。

一般廃棄物処理計画へ位置づけることは、市町村の義務としての処理形態が明確にされるだけでなく、スムーズな回収・処理を行うためには重要なことである。今後の医療技術の進歩により在宅医療患者が増加することが考えられ、在宅医療廃棄物の排出の増加により、収集・処理中に針刺し事故等のリスクも高まるであろう。

このような状況下において、排出者に対し排出の方法を明確に周知するとともに、医療関係者とのリスクコミュニケーションを図り、お互いに共通認識を持つことで、スムーズな取組みが遂行されるものと思われる。

7 参考資料

在宅医療廃棄物の取扱いについて、参考となる文献を次に示す。

- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 平成21年5月)
- ・「在宅医療廃棄物の処理に関する取組み推進のための手引き」について (通知)
(埼玉県環境部資源循環推進課長 平成20年5月8日資源第62号)
- ・日本医師会 (在宅医療廃棄物の取扱いガイド) 平成20年3月
- ・平成16年度事業 在宅医療廃棄物取扱方法検討調査報告書
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成20年3月)
- ・在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理の推進について (通知)
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知 平成10年7月30日衛環第71号)